

質問に対する回答書

(施工計画に関する質問に対する回答)

工事等番号 令和3年度建整橋維補継第1号

工事等件名 津興橋大規模更新事業旧橋（下部工）撤去等工事

上記案件に係る質問に対して、下記のとおり回答します。

設計図書等の ページ箇所	質問内容	回答
設計書 P11 設計図面 3/15, 4/15	設計図面 3~4/15 下部工撤去図（その1、その2）[参考] および、設計内訳表、旧橋撤去一下部工撤去一構造物取壊し工を見ると、撤去範囲の最下段（H=0.95m）は、削孔（φ200）を行った上で、油圧式静的破壊によりブロックに分割するものとされています。この場合、橋脚残置部の天端（撤去範囲の最下面）は平滑にならず、別途“はつり”等の処置が必要となるものと予測されますが、設計の考え方をご教示ください。また、令和2年度工事の発注図面（P2、P4、P6）では最下面も含め、すべてワイヤーソーでの切断を行うものとされていますが、今回の手法（油圧式静的破壊）を採用された経緯についてご教示ください。	設計図書のとおりです。 なお、本工事では既設橋脚を全撤去することから、今回の手法を採用しております。
設計書 P12	設計内訳表、旧橋撤去一下部工撤去一構造物取壊し工ーコンクリート構造物取壊し（1）については「無筋構造物」とされています。今回撤去対象となる橋脚3基についてはすべて無筋構造物と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおり解して差し支えありません。

<p>設計書 P12, P177</p>	<p>設計内訳表、旧橋撤去一下部工撤去一構造物取壊し工一切断水処理に炭酸ガス中和処理装置が計上されており、コンクリート切断の際に発生するアルカリ性の切削水を処理した上で排水するものと解釈しております。一方、特記仕様書（施工条件明示一覧表 177 ページ）の建設発生土・産業廃棄物関係の項に、「セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水は産業廃棄物として処理する」とあります。今回工事の考え方についてご教示願います。また、処理を行った上での排水をお考えの場合、排水先（河川、下水等）および排水基準についてご教示願います。</p>	<p>下部工撤去における切断水処理については、貴見のとおり解して差し支えありません。 特記仕様書記載の舗装切断時の排水処理は、借地復旧作業時のものです。 なお、排水先等については指定しておりませんので、貴社において排水先をお考えいただき、そこへ排水するために必要となる排水基準についてご確認ください。</p>
<p>設計書 P13, P14 設計図面 5/15, 6/15, 7/15, 8/15</p>	<p>設計内訳表、旧橋撤去一下部工撤去一土留・仮締切工、および設計図書 5～8/15 仮設工詳細図の中に、鋼矢板継ぎ手部の止水対策工が計上されていません。特に河川水位～地盤面の間は直接水と接しているため、相当量の漏水が発生すると思料されます。設計の考え方、前工事での実績等についてご教示願います。</p>	<p>設計図書のとおりです。 前工事においては、止水対策工を計上せず施工しております。</p>
<p>設計書 P176</p>	<p>特記仕様書（施工条件明示一覧表 176 ページ）の工程関係の項に、「別途工事との施工順序の調整が必要であり、別途協議」とされています。万一、当該協議により工事着手が遅れた場合の取り扱いについて、「工期の延伸」、「工事一時中止命令」が発出されるのでしょうか。</p>	<p>河川内作業の期間に制限があることから、当該協議による工期延長等は考えておりません。</p>

<p>設計書 P176</p>	<p>特記仕様書（施工条件明示一覧表 176 ページ）の安全対策関係の項に交通誘導警備員の概算人数が記載され、「設計変更の対象とする」とされています。一方、市単独工事の安全費に係る安全監視船については数量の明示がありません。概算数量をご教示願います。また、交通誘導警備員と同様に設計変更の対象となるのでしょうか。</p>	<p>河川内作業において、必要と考える数量を計上しております。 なお、交通誘導警備員と同様に設計変更の対象となります。</p>
<p>設計書 P177</p>	<p>特記仕様書（施工条件明示一覧表 177 ページ）の建設発生土産業廃棄物関係の項および仮置き場位置図（161 ページ）に掘削土砂の仮置き場が指定されています。一方、旧橋撤去ー下部工撤去ー構造物取壊し工ーブロック運搬、取り下し、コンクリート構造物取壊し（1）に係る場所については記載がありませんが、掘削土砂仮置き場と同じ場所と考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、設計にてお考えの場所をご教示願います。</p>	<p>貴見のとおり解して差し支えありません。</p>